3年六年兄 さいたま市議会議員団

さいたま市役所内 TEL 048-829-1811 FAX 048-833-8165



**}外** 202

市内飲食店。 と 皆様へ

## さいたま市でがんばる飲食店を守れ

## 市内飲食店へ5万円の経費補助実施

本日は、9月8日にさいたま市議会で議決された商店街振興事業「飲食店等の販売促進や感染症対策に要する経費の補助」についてお知らせします。

この事業はコロナ福で甚大な影響を受けている市内飲食店等のうち、埼玉県が実施する「彩の国 「新しい生活様式」安心宣言プラス」の認証を受けている飲食店に対し、5万円の経費補助を行うも ので、詳細は以下の通りです。

ご不明な点やお困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

## 飲食店等の販売促進や感染症対策に要する経費の補助について

(1) 対象

埼玉県実施の『彩の国「新しい生活様式」安心宣言プラス』の認証を受けた市内の中小飲食店等 (2) 補助対象

・感染症対策のための経費

(例:消毒用アルコールなどの消耗品やパーテーションなど備品の購入費等)

・販売促進のための経費

(例:割引キャンペーン経費や広告費等)

(3) 補助金額

一事業者あたり上限5万円(補助率の4分の3)

(4) 申請期間及び補助対象期間

11月中旬~2月中旬

(5) 問い合わせ先

さいたま市商業振興課 (048-829-1364)



心里書入ノッカー

党市議団のもとには、飲食店のみなさんから「いつまで我慢すればいいのか、見通しが持てない」「このままでは商売が成り立たない」「酒類の提供を停止しても、コロナの感染は広がっているではないか」など、多くのお声をいただいています。

市民の生活に潤いを与え、まちの個性の根幹となっている飲食店の皆様のなりわいを支えるため、党市議団としても消費税の5%減税、水道料金の引き下げ、小規模企業者等給付金の連続支給や支給要件の緩和、書類の削率化などを一貫して求めてきました。当初は「そんなことできるわけないだろう」と否定的な意見もあった小規模企業者等給付金ですが、9月現在、3回目の支給実施まで来ました。今後も、継続的な実施を求めていきます。